



平成 27 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 北 陸 電 気 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 津 田 信 治
(コード番号 6989 東証第 1 部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 財 務 部 長 林 良 徳
(TEL. 076-467-1111)

「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月23日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」に関し、改定することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「北陸電気工業グループ行動憲章」を定めコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
日本語、英語、中国語で作成して当社海外子会社にも配布、当社グループの役員及び従業員に対して遵守することを求める。内部監査部門として業務監査部を設置し、内部統制システムが有効に機能していることを書類監査及び現地監査で確認する。
 - (2) 法令違反その他のコンプライアンスに関する従業員からの相談窓口を総務部、労働組合、顧問弁護士等に設置する。
 - (3) 業務監査部は、監査役と連携を図り当社グループ全体の監査を行い法令遵守体制及び社内報告体制の運用に問題があると認めるときは、被監査部門のみならず本社関係部門並びに代表取締役及び監査役に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録、稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定、情報セキュリティ規定等に基づき適切に保存及び管理する。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) 「緊急事態対応規定」を定め、事業に伴う各種のリスクを想定し、管理責任者を決定し同規定に従ったリスク管理体制を構築する。「事業継続計画」を定め、危険発生に対して速やかな事業継

続体制を整備する。損失の危険が大きい場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損失の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。加えて、事後の再発防止策の策定も行う。

- (2) 子会社に係る各種リスクの把握、分析、対応策を検討するとともに、当社担当部門と連絡・連携し、リスクの予防と発生した場合の対処につき整備する。

4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループ経営方針に基づき、事業本部、営業本部及び子会社が策定した年度計画を審議し、年度予算を決定する。
- (2) 取締役等の職務権限と担当業務を、「取締役会規則」「組織規定」「業務分掌規定」「職務権限規定」等に基づき明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。子会社においても職務権限と担当業務を明確にして、事業本部、営業本部と連携のうえ職務の執行をする。
- (3) 執行役員制度を導入し業務執行責任を明確にするとともに、取締役会では取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「子会社管理規定」に基づき、各子会社は当社へ決裁申請、各種報告等を行う。また代表取締役、取締役、監査役、執行役員が参加し四半期毎に開催される「トップヒアリング」に海外子会社の取締役等を必要に応じて招聘し業務執行状況その他経営上の問題の報告を受ける。国内子会社の取締役等は、取締役会、経営戦略会議、及びその他の重要な会議に参加して事業執行状況や問題等を当社に報告をする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、業務監査部に所属する使用人に職務を補助することを委任する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

- (1) 業務監査部の人事・組織の変更については予め監査役会の同意を必要とする。
- (2) 委任を受けた当該使用人が業務監査部の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

8. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査役に報告するための体制その他の監査役へ

の報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から業務に関して報告を求められた場合は遅滞なく報告する。また、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項を知った場合は監査役に遅滞なく報告する。
- (2) 「苦情処理規定」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- (3) 監査役に報告を行った者に当該報告を行ったことを原因として不利な取扱いをすることを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求があった場合には当該請求にかかる費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除きこれに応じる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が経営戦略会議や取締役会その他重要な会議に出席する等、経営課題や業務運営上の重要課題について代表取締役、取締役、執行役員等と意見交換を行う機会を確保する。
- (2) 監査役会は、業務監査部から内部監査の報告を受けるとともに、代表取締役と協議のうえで特定の事項について経理部門その他当社各部門に監査への協力を依頼することができる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制について

- (1) 財務報告を適正に行うため、規定及び手順等を定め財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) ガバナンス室は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要があるときは、速やかに代表取締役及び監査役に報告するとともに当該部門はその対策を講じる。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況について

- (1) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然として対応する。
- (2) 反社会的勢力排除に向けては、本社総務部門を対応部署と定め、警察や外部専門機関との連絡体制を構築し、情報の収集を行う。行動規範、マニュアル等を作成し社内連絡体制を周知徹底する。

以 上